横浜創英大学 情報セキュリティポリシー

横浜創英大学(以下、「本学」という。)は、本学の信用失墜や教育・研究に重大な影響を及ぼす惧れがある、基本的な情報セキュリティ対策の未実施や意識の欠如に起因する不正アクセスや Web サイトの改ざん、情報漏えいなどの情報セキュリティインシデントを未然に防止するため、以下の情報セキュリティポリシーを策定します。

1. 情報セキュリティ管理体制の構築

本学は、保有する全ての情報資産の保護に努め、情報セキュリティに関する法令その他の規則を遵守することにより、教職員、学生、大学院生、保証人などのステークホルダー及び社会からの信頼を常に得られるよう、情報センター委員会において、情報セキュリティ管理体制を検討し、構築していきます。

2. 最高情報セキュリティ責任者の配置

本学は、最高情報セキュリティ責任者(Chief Information Security Officer: CISO)を 設置します。これにより全学レベルの情報セキュリティの状況を正確に把握し、必要な対 策を迅速に実施できるよう積極的な活動を行います。

なお、CISO は学長とします。

3. 本学の保有する情報資産に関する内部規程の整備

本学は、情報セキュリティポリシーに基づいた内部規程を整備し、個人情報だけではなく、情報資産全般の取り扱いについて明確な方針を示すとともに、情報漏えい等に対しては、厳しい態度で臨むことを学内外に周知徹底します。

4. 個人情報の取扱いについて

本学は、個人情報の取扱いについて、「横浜創英大学プライバシーポリシー」に基づき、 適切に対応します。

5. 自己点検・評価体制の整備・充実

本学は、情報セキュリティポリシーおよび規程、ルールなどへの準拠性に対する自己点検・評価を実施できる体制を整備し、自己点検・評価を計画的に実施し、改善が必要と認められた場合は、速やかに情報セキュリティの見直しを行います。

6. 情報セキュリティ対策を徹底したシステムの実現

本学は、情報資産に対する不正な侵入、漏えい、改ざん、紛失、破壊、利用妨害等が発

生しないよう、徹底した対策を反映したシステムを実現していきます。

7. 情報セキュリティリテラシーの向上

本学は、教職員をはじめ、全学生に情報セキュリティ啓発・教育を実施し、情報セキュリティリテラシーを持って業務を遂行できるようにします。また、刻々と変わる状況に対応できるよう、啓発・教育を継続して行っていきます。

8. 情報セキュリティポリシーの対象

当ポリシーが対象とする情報資産とは、本学の情報システムや情報システム内部に記録された情報、情報システム外部の電磁的記録媒体等に記録された情報及び情報システムに関係がある書面に記載された情報です。本学の教職員(非常勤講師等を含む。)、学生、大学院生及び本学の情報資産に対するアクセスを認められた者は、当ポリシーを遵守しなければなりません。